

広島市水道局規程第 8 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

広島市水道局文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村 上 裕 之

広島市水道局文書規程の一部を改正する規程

広島市水道局文書規程規程（昭和 2 7 年広島市水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 号中「について」を「を公表しようとするときは」に、同条第 4 号中「2 通」を「1 通」に改める。

第 4 1 条第 1 項第 1 号中「永久保存」を「3 0 年保存」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（保存年限の延長）

第 4 1 条の 2 主務課長は、保存年限の経過した文書について、その職務の遂行上必要があるときは、その必要な限度において、当該文書の保存年限を延長することができる。

第 4 5 条の次に次の 1 条を加える。

（歴史資料文書の保存）

第 4 5 条の 2 企画総務課長は、保存年限を経過した文書で、歴史的・文化的資料として保存価値等を有すると認められるものを歴史資料文書と

して保存するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前において改正前の広島市水道局文書規程第41条第1項及び第2項の規定により永久保存と決定された文書の保存年限の種別は、その決定のときに30年保存と決定されたものとみなす。
- 3 前項の規定により保存年限の種別が30年保存とみなされた文書の引継ぎに関し必要な事項は、第42条の規定にかかわらず、管理者が定める。